

12 調査概要のまとめ

- 前回調査と比較すると、前回では調査対象施設が、病院、公共交通機関、レストラン、金融機関、ホテルであったが、今回は、社会福祉施設、デパート、その他大型施設（図書館、美術館、資料館等）及び事業所を新たに加えたことにより、施設別の機能や形態も目的に応じて特徴が調査結果に表われています。
- 各施設とも、喫煙対策の重要性を認めており、対策を講じていく必要性はアンケートからも明確に答えているので、施設別の課題、現状を踏まえた、基本的な喫煙対策のあり方から具体的な推進方法まで、普及、啓発を始めあらゆる機会をとらえたタイムリーで綿密な支援が有効と考えます。
- 特に、ホテルやレストラン、受動喫煙防止対策推進事業の対象としている飲食店等を中心に積極的に、受動喫煙の重要性、健康への影響などを周知していくことが必要です。
- 各施設にはそれぞれの利用目的、機能など施設種別ごとの事情があることから、一律に受動喫煙防止対策を推進することは難しいと思われるので、それぞれの事情、課題を十分に考慮した対策を検討する必要があります。
- 今回調査の実態を踏まえ、それぞれの施設種別ごとに関係者が十分に検討できるよう、情報の還元、具体的手法の提示を行うとともに、禁煙・分煙を実施してよかったと回答している事例の公表を行うことなどが有効な手段と言えます。
- 禁煙・分煙の実施のきっかけは、「吸わない人への迷惑」、「吸わない人からの要望」などが多いことから、公共の場等を利用する人々の受動喫煙防止への関心を高めていくことが効果的な方法です。
- 禁煙サポートの実施については、実施例がまだ少なく、吸わない人と吸う人のケアを平行して実施していくことが重要なので、禁煙サポート薬局などの社会的資源を活用した支援体制を整備していくことが必要です。
- 吸う人のケアとしては、調査結果からマナーの遵守が喫煙対策の重要な要因となりますので、健康増進法施行後の新しい喫煙マナーの普及、啓発を実施することが必要です。
- 調査結果全体的には温度差はありますが、平成15年5月に施行された健康増進法が喫煙防止対策を推進する上で追い風となっている傾向が出ています。

喫煙対策も生活習慣病対策と同様にライフステージに合わせた対応が必要であり、「健康日本21あいち計画」の目標達成に向けて、児童、思春期、妊娠・出産、青年期、壮年期、高齢期などタイムリーな喫煙対策を効果的に推進するために、関係機関が役割を明確にして、横断的に取り組むことができるような体制づくりが求められます。